

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

東北（宮城）国民年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年6月まで
② 平成2年4月から3年3月まで

平成3年頃、父親が私の国民年金の加入手続を行い、元年4月分まで遡って国民年金保険料を納付したので、申立期間①及び②を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、申立期間②を除き国民年金加入期間に保険料の未納が無い。

また、オンライン記録によると、申立人の平成元年7月18日の国民年金被保険者資格の新規取得に係る処理は、3年5月8日に行われていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたと推認でき、当該時点において申立期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、平成3年頃から4年頃までの間に、申立人の保険料を遡って何回かに分けて納付したとしているところ、A町（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は元年7月から2年3月までの保険料を3年8月26日及び同年10月28日の2回に分けて過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人の父親は、自身の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納が無い上、申立人の母親の保険料及び申立人の申立期間②に係る保険料も納付していたとしているところ、申立人の母親も国民年金加入期間に

保険料の未納が無いことから、納付意識の高い申立人の父親が、納付可能であった申立期間②に係る申立人の保険料を未納としているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立期間①については、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録における国民年金の被保険者資格取得日がいずれも平成元年7月18日となっており、申立期間①は国民年金の未加入期間として管理されていたことから、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を1万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間について、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から1万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3705

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A の身分の者として、昭和 39 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日まで B 事業所に勤務し、同年 5 月 1 日に C 事業所へ配属されたが、B 事業所での勤務期間について、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間当時、B 事業所から厚生年金保険被保険者証を渡されたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 共済組合連合会が保管する申立人の履歴書及び申立人が所持する昭和 39 年度 E 研修修了記念の集合写真によると、申立人は、昭和 39 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日まで A の身分の者として B 事業所に勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人は、昭和 39 年 4 月 1 日に B 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記記号番号払出簿によると、申立人と同日に B 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、記号番号の払出しを受けている 128 人について、資格取得を取り消したかのような記載が見られるが、当該処理を行った日付、事由等の記載は無い。

これらを総合的に判断すると、当該取消処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は申立人が昭和 39 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、D 共済組合連合会が保管する申立人の履歴書の記載から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

東北（宮城）国民年金 事案 1926

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から50年7月まで

私は、申立期間当初に、A市役所において国民年金の加入手続を行い、任意加入被保険者資格を取得した。申立期間の国民年金保険料は、同市内の郵便局で納付していたので、申立期間について保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の夫がB共済組合員であったことから、国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入手続を行った日が国民年金被保険者資格の取得日となる所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月25日にA市において払い出されていることが確認できる上、申立人から提出された年金手帳によると、「初めて被保険者となった日」欄に「昭和50年8月14日」、国民年金の記録の「被保険者の種別」欄に、任意加入であることを示す㊦の記載が確認できる。

これらのことから、申立人は、昭和50年8月14日に国民年金の任意加入手続を行ったものと推認され、同日より前の期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付することはできない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）によると、申立人は、昭和50年8月14日に被保険者資格を取得し、申立期間直後の同年8月から国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、当該名簿における申立期間の納付記録欄には斜線が引かれ、申立期間は保険料の納付を必要としない期間であることが確認できる上、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市内の郵便局で納付したと主張しているところ、同市の回答によると、申立期間当時、郵便局は保険料の収納代理金融機関ではなく、申立期間の保険料を郵便局で納付することはできない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行ったとしている時期にA市に払い出された国民年金手帳記号番号の被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（岩手）国民年金 事案 1928

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年1月まで

私は、A市に住んでいた昭和49年10月17日にB事業所にC職として採用された際、総務課の人から国民年金保険料を納付するように言われ、申立期間の保険料をD市の社会保険事務所（当時）に納付していた記憶があるので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の改製原附票により、申立人は、申立期間当時、A市に住所を有していたことが確認できるところ、申立期間に係る同市の国民年金受付処理簿に申立人の氏名は確認できない。

また、国民年金手帳記号番号検索システムにより昭和49年4月1日から51年3月31日までの期間にA市において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、申立人の氏名は確認できない上、オンライン記録について氏名検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、同市において申立人に申立期間の納付書は発行されず、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1929

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの期間については、国民年金第3号被保険者として記録訂正をすることはできない。

また、申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、昭和59年1月に結婚のため会社を退職し、厚生年金保険に加入している夫の扶養に入った。

しかし、申立期間について、国民年金第3号被保険者期間にも、国民年金保険料の納付済期間にもされておらず、国民年金の加入記録が無いので、よく調査して国民年金第3号被保険者期間又は保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後は夫の扶養に入ったが、国民年金第3号被保険者期間にされていないことに疑義を呈しているところ、国民年金第3号被保険者の制度が施行されたのは昭和61年4月1日であり、申立期間は、制度上、国民年金第3号被保険者期間とはならない。

また、申立人は、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしいとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者に係る記号番号の資格取得処理日の状況等から、昭和63年4月頃に払い出されたと推認される上、オンライン記録によると、同年5月16日に、61年4月1日を申立人の国民年金第3号被保険者の資格取得日とする処理が遡及して行われたことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

さらに、申立人が所持する年金手帳によると、初めて国民年金の被保険

者となった日として申立期間直後の「昭和 61 年 4 月 1 日」、被保険者の種別は「3号A」と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市の国民年金被保険者名簿（磁気媒体）においても、申立人に係る申立期間の資格記録及び納付記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、国民年金第3号被保険者として記録訂正をすることはできない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
株式会社A（現在は、B株式会社）に在籍していた平成 18 年 4 月に同社から賞与の支給を受け、賞与から厚生年金保険料が引かれていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社では、「申立人は、申立期間に株式会社AのC支店においてパート社員として雇用されていたが、同社の賞与支給時期は給与支給規定により7月及び12月の年2回と定められており、4月の賞与支給はなかったため、申立人の申立期間に係る賞与は支給していない。したがって、賞与からの厚生年金保険料の控除もしていない。」旨回答している。

また、申立人は、株式会社Aに勤務していた期間の給与振込口座はD銀行E支店の口座のみであり、他の金融機関に口座は無い旨述べているところ、同行事務統轄部提出の取引明細表によれば、申立人の平成18年4月の給与の振込みは確認できるものの、申立期間に係る賞与の振込みは確認できない。

さらに、F健康保険組合の報告書によれば、申立人の同組合における被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立期間に係る賞与の記録は確認できない。

加えて、G市が提出した申立人に係る平成19年度住民税課税内容の回答書記載の「社会保険料控除額」は、オンライン記録で確認できる平成18年に係る標準報酬月額、標準賞与額等から算出される社会保険料控除額の合計を下回ることから、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。